

148 法典調査会起草委員倉富勇三郎以下十名へ手当金下賜の  
件上申  
〔明治三十五年九月〕

(注記1) 明治卅五年九月廿三日  
内閣書記官 (多田) (山) (注記3)

内閣總理大臣 (桂) 花押  
内閣書記官長 (柴田) 花押

(注記4) 法典調査会起草委員倉富勇三郎以下十名へ手当金下賜ノ件  
〔九月廿五日會計課へ通知〕

(朱書) 〔九月廿五日會計課へ通知〕

金參百円	同	倉富勇三郎
金參百円	同	石渡敏一
金參百円	同	梅 謙次郎
金參百円	同	田部 芳
金參百円	同	河村讓三郎
金參百円	同	富谷銚太郎
金參百円	同	前田孝階
金參百円	同	古賀廉造
金參百円	同	岡野敬次郎
金參百円	同	仁井田益太郎

右朱書之通手当金下賜相成度此段上申候也

明治三十五年九月二十二日

法典調査会副總裁男爵 清浦奎吾 印

内閣総理大臣伯爵 桂太郎殿

(注記1)

「内閣書記官室閣第一四号」

(注記2)

「九月廿三日決」

(注記4)

「雑纂」

(注記4)

「三十」(簿冊内件名番号)

〔明治卅五年 公文雑纂 内  
閣一 卷二 2A, 13, 頁588〕